

産科医療について

1. 現行の診療報酬上の評価の概要

- 産科医療については、正常の妊娠・出産・分娩については、療養の給付の対象としていないが、母体や胎児に合併症等の異常がある場合の治療については、診療報酬で評価している。
- 具体的には、合併症等により母体や胎児の分娩時のリスクが高い分娩（ハイリスク分娩）に係る診療について、総合周産期特定集中治療室管理料において、医師の常時配置を始めとする手厚い人員配置や療養環境の整備等の体制に係る評価を行っている（別紙）。

2. 産科医療の提供体制に係る検討状況

- 平成17年8月の社会保障審議会医療部会において、「医療提供体制に関する意見中間まとめ」が取りまとめられ、産科医療についても、今後の検討の方向性が示されている。

<平成17年8月1日 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）>

4. 母子医療、救急医療、災害医療及びへき地医療体制の整備

- 少子化が進行する我が国において、次世代育成支援の観点から、母子医療の充実を図ることは喫緊の課題である。

母子医療のうち、周産期医療については、妊娠・出産の安全を確保する身近な周産期医療施設の役割分担と連携を推進することとし、安心して出産できる体制が構築できるよう、各都道府県が最低1か所は総合周産期母子医療センターを設置することを含め、全都道府県に周産期医療ネットワークを構築し、これを医療計画に位置づけていくことが必要である。また、これを担う人材確保を図るための具体的方策の検討が必要である。

3. 論点

- 晩婚化による出産の高齢化等により、ハイリスク分娩が増加している実態を踏まえ、安全な産科医療の提供体制を確保する観点から、ハイリスク分娩の妊婦に対する診療に係る評価について検討することとしてはどうか。
- 上記のほか、産科医療に係る診療報酬上の評価については、引き続き、産科医療の提供体制の確保を図る方向で検討することとしてはどうか。